



CEマーキングとは？

EU（ヨーロッパ連合）が定めた安全や健康に関するEU指令標準規格を満たした製品に対して製造者自身が適合していることを宣言し、製品に記されるマークです。製品にこのCEマークがないと、EU加盟国への輸出が通関の段階で拒否されます。つまり、ヨーロッパで製品を流通させるためのパスポートのようなものなのです。現在では、ほとんどの電気製品にCEマークが記されています。



CEマーク

CEマーキングができた背景

CEマーキングの考え方ができるまでは、ヨーロッパのそれぞれの国が独自の法律や技術的な規制をして、製品規格や安全規格を制定していました。したがって、ヨーロッパ各国間で出張や引越しをした場合に、自国では使用できていた電気製品が、出張先、引越し先の国では使用できない等の問題が発生していました。

このような問題が、ヨーロッパ各国や製造者にとっても貿易の障壁となっていきました。そこで、EU市場が統合されていくにしたがい、各国の規制や規格の相違による貿易の障壁を取り除いて製品の自由な流通を実現させようという動きが出てきました。

それが、EU指令というものです。このEU指令とは、安全や健康分野での必要条件やその他の利益に関する要件を満たすものです。（次ページにEU指令の内容を記載します。）

CEマークの由来は、EUの前身である『ヨーロッパ共同体』のラテン言語表現の頭文字から来ています。また、フランス語のCommunauté Européenneの頭文字でもあります。

どのようにCEマークをつけているの？



VAL-MS .../3+1 シーズ (低圧電源用避雷器)
日本のTT接地システムに最適でサージ電圧から機器を保護する。



QUINT-PS-... シーズ (スイッチング電源)
単相入力AC85~264V、3相入力AC320~575Vまでの幅広い入力範囲でワールドワイドに使用可能。

写真のように製品に記してあったり、製品のハウジングに直接、刻印する場合もあります。

EU指令リスト

指令名	指令番号	指令名	指令番号
簡易圧力指令	87/404/EEC	温水ボイラー指令	92/42/EEC
玩具指令	88/378/EEC	火薬指令	93/15/EEC
建設製品指令	89/106/EEC	低電圧指令	73/23/EEC
EMC指令	89/336/EEC	衛星通信用地上機器指令	93/97/EEC
機械指令	98/37/EC	リフト(昇降機)指令	95/16/EC
人身保護機械指令	89/686/EEC	家庭用機器類(省エネ)指令	96/57/EC
非自動式計量器指令	90/384/EEC	圧力機器指令	97/23/EC
アクティブプラント用医療機器指令	90/385/EEC	体外診断用医療機器指令	98/79/EC
医療機器指令	93/42/EEC	防爆指令	94/9/EC
ガス器具指令	90/396/EEC	レジャー用ボート指令	94/25/EC
電気通信端末機器指令	91/263/EC	ATEX指令	94/9/EC

フェニックス・コンタクト株式会社

横浜市港北区新横浜1-7-9 友泉新横浜1丁目ビル6階
 本社・営業部 Tel. (045) 471 0030 Fax. (045) 471 0031
 大阪営業所 Tel. (06) 6838 3133 Fax (06) 6838 3533
 名古屋営業所 Tel. (052) 918 7211 Fax. (052) 918 7222
 大宮営業所 Tel. (048) 631 3371 Fax. (048) 648 8651
 福岡営業所 Tel. (092) 418 2030 Fax. (092) 476 8643

商品のお問い合わせは